

非営利法人委員会研究報告第 41 号「農業協同組合監査における経営者確認書の文例」の改正について

2025 年 2 月 13 日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>非営利法人委員会研究報告第 41 号</p> <p style="text-align: center;">農業協同組合監査における経営者確認書の文例</p> <p style="text-align: right;">2020 年 3 月 23 日 改正 2022 年 2 月 17 日 <u>最終改正 2025 年 2 月 13 日</u> 日本公認会計士協会</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《 I . はじめに 》</p> <p>1. 日本公認会計士協会では経営者確認書に関して、監査基準報告書 580「経営者確認書」(以下「監査基準報告書 580」という。)を公表している。</p> <p>2. 本研究報告は、農業協同組合及び連合会(以下「組合」という。)の計算書類等の監査等において経営者から入手する経営者確認書に関する特有の留意事項を考慮した上で、監査基準報告書 580 を基にした組合の「経営者確認書」の具体的な記載例を示したものである。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《 II . 農業協同組合監査における経営者確認書の文例 》</p> <p>《 1 . 農業協同組合監査の経営者確認書(計算書類等)の記載例 》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿(注1)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇 農業協同組合 代表理事組合長 (署名)</p> </div>	<p>非営利法人委員会研究報告第 41 号</p> <p style="text-align: center;">農業協同組合監査における経営者確認書の文例</p> <p style="text-align: right;">2020 年 3 月 23 日 改正 2022 年 2 月 17 日</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《 I . はじめに 》</p> <p>1. 日本公認会計士協会では経営者確認書に関して、監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」(以下「監査基準委員会報告書 580」という。)を公表している。</p> <p>2. 本研究報告は、農業協同組合及び連合会(以下「組合」という。)の計算書類等の監査等において経営者から入手する経営者確認書に関する特有の留意事項を考慮した上で、監査基準委員会報告書 580 を基にした組合の「経営者確認書」の具体的な記載例を示したものである。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《 II . 農業協同組合監査における経営者確認書の文例 》</p> <p>《 1 . 農業協同組合監査の経営者確認書(計算書類等)の記載例 》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿(注1)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇 農業協同組合 代表理事組合長 (署名)</p> </div>

新	旧
<p style="text-align: center;">(若しくは記名押印又は電子署名) 財務・経理担当理事 (署名) (若しくは記名押印又は電子署名)</p> <p>本確認書は、当組合の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度（注2）の 剰余金処分案（注3）を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並び にその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）が、農業協 同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に 準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、並びに剰余金 処分案が法令又は定款に適合しているかどうかについて、貴監査法人が意見を表明するに 際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注4）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>計算書類等及び剰余金処分案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書に記載されたとおり、 農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計 の慣行に準拠して計算書類等を作成する責任（継続組合の前提に基づき計算書類等を作 成することが適切であるかどうかを評価し、継続組合に関する必要な開示を行う責任を 含む。）を果たしました。計算書類等は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国に おいて一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して組合の財産及び損益の状況を 適正に表示しております。 2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成するために、経営者が必 要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しておりま す。 3. <u>会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定 及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する 注記事項は適切</u>であると判断しております。 4. 関連当事者との関係及び取引は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国におい て一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して適切に処理しております。（注5） 5. 決算日後本確認書の日付までに発生した計算書類等に重要な影響を及ぼす事象は、全 て計上又は注記されております。（注5） 6. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的 な訴訟事件等は全て、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正 妥当と認められる会計の慣行に準拠して適切に処理又は注記されております。（注5、注 6） 7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても計算書類等全体に対して重要 	<p style="text-align: center;">(若しくは記名押印又は電子署名) 財務・経理担当理事 (署名) (若しくは記名押印又は電子署名)</p> <p>本確認書は、当組合の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度（注2）の 剰余金処分案（注3）を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並び にその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）が、農業協 同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に 準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、並びに剰余金 処分案が法令又は定款に適合しているかどうかについて、貴監査法人が意見を表明するに 際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注4）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>計算書類等及び剰余金処分案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書に記載されたとおり、 農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計 の慣行に準拠して計算書類等を作成する責任（継続組合の前提に基づき計算書類等を作 成することが適切であるかどうかを評価し、継続組合に関する必要な開示を行う責任を 含む。）を果たしました。計算書類等は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国に おいて一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して組合の財産及び損益の状況を 適正に表示しております。 2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成するために、経営者が必 要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しておりま す。 3. <u>時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理 的</u>であると判断しております。 4. 関連当事者との関係及び取引は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国におい て一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して適切に処理しております。（注5） 5. 決算日後本確認書の日付までに発生した計算書類等に重要な影響を及ぼす事象は、全 て計上又は注記されております。（注5） 6. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的 な訴訟事件等は全て、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正 妥当と認められる会計の慣行に準拠して適切に処理又は注記されております。（注5、注 6） 7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても計算書類等全体に対して重要

新	旧
<p>ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注5)</p> <p>8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準報告書580のA9項及び付録2の「4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)の記載例」並びに非営利法人委員会研究報告第41号「農業協同組合監査における経営者確認書の文例」の「2. その他追加項目の確認事項(計算書類等の監査全般に共通する事項)の記載例」参照)</p> <p>9. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成する責任を果たしました。</p> <p>提供する情報</p> <p>10. 貴監査法人に以下を提供いたしました。</p> <p>(1) 記録、文書及びその他の事項等、計算書類等及び剰余金処分案の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会</p> <p>(2) 本日までに開催された総会(総代会)及び理事会の議事録並びに重要な稟議書(注7)</p> <p>(3) 貴監査法人から要請のあった監査のための追加的な情報</p> <p>(4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当組合の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>11. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、計算書類等及び剰余金処分案に反映されております。</p> <p>12. 不正による計算書類等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。</p> <p>13. 当組合に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 経営者による不正又は不正の疑い － 内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い － 上記以外の者による計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い <p>14. 職員、元職員、組合員、行政庁又はその他の者から入手した計算書類等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <p>15. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>16. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等(注6)又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p>	<p>ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注5)</p> <p>8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準委員会報告書580のA9項及び付録2の「4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)の記載例」並びに非営利法人委員会研究報告第41号「農業協同組合監査における経営者確認書の文例」の「2. その他追加項目の確認事項(計算書類等の監査全般に共通する事項)の記載例」参照)</p> <p>9. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成する責任を果たしました。</p> <p>提供する情報</p> <p>10. 貴監査法人に以下を提供いたしました。</p> <p>(1) 記録、文書及びその他の事項等、計算書類等及び剰余金処分案の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会</p> <p>(2) 本日までに開催された総会(総代会)及び理事会の議事録並びに重要な稟議書(注7)</p> <p>(3) 貴監査法人から要請のあった監査のための追加的な情報</p> <p>(4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当組合の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>11. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、計算書類等及び剰余金処分案に反映されております。</p> <p>12. 不正による計算書類等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。</p> <p>13. 当組合に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 経営者による不正又は不正の疑い － 内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い － 上記以外の者による計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い <p>14. 職員、元職員、組合員、行政庁又はその他の者から入手した計算書類等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <p>15. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>16. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等(注6)又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p>

新	旧
<p>17. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>18. 事業報告及びその附属明細書並びに部門別損益計算書については、最終版の提供が可能となった時点で、当該文書を外部の利害関係者へ発行する前に貴殿に提供いたします。(注8、注9、注10)</p> <p>19. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準報告書580のA10項及び付録2の「4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)の記載例」並びに非営利法人委員会研究報告第41号「農業協同組合監査における経営者確認書の文例」の「2. その他追加項目の確認事項(計算書類等の監査全般に共通する事項)の記載例」参照)</p> <p>20.</p> <p>21.</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>17. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>18. 事業報告及びその附属明細書並びに部門別損益計算書については、最終版の提供が可能となった時点で、当該文書を外部の利害関係者へ発行する前に貴殿に提供いたします。(注8、注9、注10)</p> <p>19. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準委員会報告書580のA10項及び付録2の「4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)の記載例」並びに非営利法人委員会研究報告第41号「農業協同組合監査における経営者確認書の文例」の「2. その他追加項目の確認事項(計算書類等の監査全般に共通する事項)の記載例」参照)</p> <p>20.</p> <p>21.</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>《2. その他追加項目の確認事項(計算書類等の監査全般に共通する事項)の記載例》</p> <p>継続組合の前提に係る事項(注11)</p> <p>(継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。 継続組合の前提に基づいて計算書類等を作成することが適切であると判断しております。 継続組合の前提に関する事項は全て計算書類に注記しております。 計算書類に注記した継続組合の前提に関する事項を除き、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる事象又は状況はないと判断しております。 貴監査法人に提示いたしました対応策は実行可能であり、継続組合の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消(又は改善)するよう努力しております。 <p>(継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められないとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、貴監査法人に提示した対応策により、継続組合の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。 	<p>《2. その他追加項目の確認事項(計算書類等の監査全般に共通する事項)の記載例》</p> <p>継続組合の前提に係る事項(注11)</p> <p>(継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。 継続組合の前提に基づいて計算書類等を作成することが適切であると判断しております。 継続組合の前提に関する事項は全て計算書類に注記しております。 計算書類に注記した継続組合の前提に関する事項を除き、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる事象又は状況はないと判断しております。 貴監査法人に提示いたしました対応策は実行可能であり、継続組合の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消(又は改善)するよう努力しております。 <p>(継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められないとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、貴監査法人に提示した対応策により、継続組合の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

新	旧
<p>会計方針に係る事項 (会計方針の変更がない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類等は、前期と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類等に適切に注記しております。 <p>(会計方針の変更がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類等は、下記の事項を除き、前期と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類等に適切に注記しております。 ・ 当期に行った〇〇に関する会計方針の変更は、[変更の理由を記載]であることから、当組合の状況に即して適切であると判断しております。また、当該変更に係る影響額は、損益計算書の当期首繰越剰余金（当期首繰越損失金）の次に適切に計上しており、変更の理由とともにその影響額を計算書類等に適切に注記しております。 <p>全般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類等の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を及ぼす経営計画や意思はありません。 ・ 契約不履行の場合に計算書類等に重要な影響を及ぼす契約諸条項は、全て遵守しております。 ・ 過去の計算書類等の訂正が必要となるような重要な事実は発生しておりません。 ・ 当事業年度において認識している内部統制の整備及び運用上の不備については、期中で是正されたものを含め、全て貴監査法人に開示しております。 <p>資産</p> <p>1. 資産の所有権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類等に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。 <p>2. 金融商品 (有価証券の時価等の回復可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時価が著しく下落しているにもかかわらず減損処理を行っていない有価証券については、その時価は一年以内に回復可能であると判断しております。 ・ 市場価格のない株式等で、実質価額が著しく低下しているにもかかわらず減損処理を行っていないものについては、入手した事業計画等に基づいて、その実質価額は合理的な期間内に回復可能であると判断しております。 <p>(有価証券の保有目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券は、当組合の保有目的に基づき売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券に適切に分類し、会計処理しております。なお、満期保有目的の債券は、取得時から満期まで保有する当組合の意思と能 	<p>会計方針に係る事項 (会計方針の変更がない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類等は、前期と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類等に適切に注記しております。 <p>(会計方針の変更がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類等は、下記の事項を除き、前期と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類等に適切に注記しております。 ・ 当期に行った〇〇に関する会計方針の変更は、[変更の理由を記載]であることから、当組合の状況に即して適切であると判断しております。また、当該変更に係る影響額は、損益計算書の当期首繰越剰余金（当期首繰越損失金）の次に適切に計上しており、変更の理由とともにその影響額を計算書類等に適切に注記しております。 <p>全般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類等の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を及ぼす経営計画や意思はありません。 ・ 契約不履行の場合に計算書類等に重要な影響を及ぼす契約諸条項は、全て遵守しております。 ・ 過去の計算書類等の訂正が必要となるような重要な事実は発生しておりません。 ・ 当事業年度において認識している内部統制の整備及び運用上の不備については、期中で是正されたものを含め、全て貴監査法人に開示しております。 <p>資産</p> <p>1. 資産の所有権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類等に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。 <p>2. 金融商品 (有価証券の時価等の回復可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時価が著しく下落しているにもかかわらず減損処理を行っていない有価証券については、その時価は一年以内に回復可能であると判断しております。 ・ 市場価格のない株式等で、実質価額が著しく低下しているにもかかわらず減損処理を行っていないものについては、入手した事業計画等に基づいて、その実質価額は合理的な期間内に回復可能であると判断しております。 <p>(有価証券の保有目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券は、当組合の保有目的に基づき売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券に適切に分類し、会計処理しております。なお、満期保有目的の債券は、取得時から満期まで保有する当組合の意思と能

新	旧
<p>力に基づいて区分しております。</p> <p>(金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇(特定の金融商品を記載)の時価の算定に用いた評価技法及びインプットに関する重要な情報を全て貴監査法人に提示し、また、当該金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットは、合理的であると判断しており、計算書類等に適切に計上又は注記しております。 <p><u>(金融資産及び金融負債の消滅の認識)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品に関する会計基準に規定する金融資産及び金融負債の消滅の認識要件が満たされた場合にのみ、金融資産及び金融負債の消滅の認識の会計処理をしております。 <p><u>(時価の算定に用いた第三者から入手した相場価格)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>時価の算定に用いた第三者から入手した相場価格は、時価の算定に関する会計基準に従って算定されたものであると判断しております。</u> <p>(デリバティブ取引)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全てのデリバティブ取引は当組合のリスク管理方針に従っており、会計記録に適切に記録され、計算書類等に適切に計上しております。なお、重要なデリバティブ取引は、計算書類等に適切に注記しております。 <p>3. 棚卸資産の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 過剰在庫又は滞留在庫は適切に把握され、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しております。 正味売却価額を超過する金額で計上されている棚卸資産はありません。(注12) <p>4. 事業債権の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業債権については、自己査定を適切に実施し、貸借対照表日後に発生すると予想される貸倒損失に対して適切な引当金を計上しております。(注13) <p>5. 固定資産の減損</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の減損会計に関する重要な情報を全て貴監査法人に提示しております。当組合の採用した資産のグルーピングの方法、減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定の方法は、当組合の状況から見て適切なものと考えており、減損損失を適切に計上しております。 <p>6. ソフトウェアの会計処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 無形固定資産として計上されている組合内利用のソフトウェアは、将来の収益獲得又は費用削減が確実なものであると判断しております。 <p>負債及び偶発債務</p> <p>1. 相互援助積立金</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互援助積立金は、〇〇県 JA バンク 支援制度要領に基づき適切に計上しております。(注14) 	<p>力に基づいて区分しております。</p> <p>(金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇(特定の金融商品を記載)の時価の算定に用いた評価技法及びインプットに関する重要な情報を全て貴監査法人に提示し、また、当該金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットは、合理的であると判断しており、計算書類等に適切に計上又は注記しております。 金融商品に関する会計基準に規定する金融資産及び金融負債の消滅の認識要件が満たされた場合にのみ、金融資産及び金融負債の消滅の認識の会計処理をしております。 <p>(デリバティブ取引)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全てのデリバティブ取引は当組合のリスク管理方針に従っており、会計記録に適切に記録され、計算書類等に適切に計上しております。なお、重要なデリバティブ取引は、計算書類等に適切に注記しております。 <p>3. 棚卸資産の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 過剰在庫又は滞留在庫は適切に把握され、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しております。 正味売却価額を超過する金額で計上されている棚卸資産はありません。(注12) <p>4. 事業債権の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業債権については、自己査定を適切に実施し、貸借対照表日後に発生すると予想される貸倒損失に対して適切な引当金を計上しております。(注13) <p>5. 固定資産の減損</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の減損会計に関する重要な情報を全て貴監査法人に提示しております。当組合の採用した資産のグルーピングの方法、減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定の方法は、当組合の状況から見て適切なものと考えており、減損損失を適切に計上しております。 <p>6. ソフトウェアの会計処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 無形固定資産として計上されている組合内利用のソフトウェアは、将来の収益獲得又は費用削減が確実なものであると判断しております。 <p>負債及び偶発債務</p> <p>1. 相互援助積立金</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互援助積立金は、〇〇県 JA バンク 支援制度要領に基づき適切に計上しております。(注14) <p>2. 退職給付債務の算定上の計算基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付制度に関する重要な情報を全て貴監査法人に提示しております。また、退職給付債務及び退職給付費用を測定するための数理計算上の計算基礎や計算方法は、当組合の状況から見て適切なものと考えております。

新	旧
<p>2. 退職給付債務の算定上の計算基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付制度に関する重要な情報を全て貴監査法人に提示しております。また、退職給付債務及び退職給付費用を測定するための数理計算上の計算基礎や計算方法は、当組合の状況から見て適切なものであると考えております。 計算書類等への計上又は注記並びにそれらの基礎となる会計記録の金額の算定に当たっては、専門家を利用してありますが、専門家の適性、能力及び客観性を検討し、〇〇の評価の際に利用した専門家の作業結果に合意しております。 <p>3. 資産除去債務等</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇（固定資産を特定）の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものは、資産除去債務に関する会計基準に従って、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案して計上しております。負債計上に当たって利用した将来キャッシュ・フローの見積金額、支出発生までの見込期間及び適用した割引率等の前提条件については合理的で説明可能な仮定及び予測に基づくものであります。また、重要な資産除去債務の内容、支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件及び資産除去債務の総額については計算書類等に適切に注記しております。 <p>4. 債務及び偶発債務の網羅性</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算書類等の作成に関連すると認識している全ての債務又は偶発債務は、保証に係るものも含め、文書によるものも口頭によるものも貴監査法人に提示しており、また、計算書類等に適切に計上又は注記しております。（注15） <p>5. 訴訟事件等</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔請求者名〕による〇〇損害賠償請求訴訟は、現時点では、合計〇〇百万円で解決する見込みであり、計算書類等に適切に計上しております。（注6） <p>6. コミットメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表日現在、当組合の通常の事業では生じないような通例でなく、当組合に不利な影響を及ぼす可能性のある〔コミットメントや契約上の債務の具体的な内容（例えば、購買契約、買戻契約）を明示〕はありません。 <p>損益</p> <p>1. 事業収益及び事業費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、取引価格のうち、充足した履行義務に配分された額で認識し、適切に損益計算書に表示し、適切かつ十分に注記しております。（注16） 〔収益認識の判断に必要な取引条件を確認したい取引（例えば、代理店又は再販業者との間の販売取引）〕に関する全ての契約は貴監査法人に提示しております。 	<ul style="list-style-type: none"> 計算書類等への計上又は注記並びにそれらの基礎となる会計記録の金額の算定に当たっては、専門家を利用してありますが、専門家の適性、能力及び客観性を検討し、〇〇の評価の際に利用した専門家の作業結果に合意しております。 <p>3. 資産除去債務等</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇（固定資産を特定）の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものは、資産除去債務に関する会計基準に従って、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案して計上しております。負債計上に当たって利用した将来キャッシュ・フローの見積金額、支出発生までの見込期間及び適用した割引率等の前提条件については合理的で説明可能な仮定及び予測に基づくものであります。また、重要な資産除去債務の内容、支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件及び資産除去債務の総額については計算書類等に適切に注記しております。 <p>4. 債務及び偶発債務の網羅性</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算書類等の作成に関連すると認識している全ての債務又は偶発債務は、保証に係るものも含め、文書によるものも口頭によるものも貴監査法人に提示しており、また、計算書類等に適切に計上又は注記しております。（注15） <p>5. 訴訟事件等</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔請求者名〕による〇〇損害賠償請求訴訟は、現時点では、合計〇〇百万円で解決する見込みであり、計算書類等に適切に計上しております。（注6） <p>6. コミットメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表日現在、当組合の通常の事業では生じないような通例でなく、当組合に不利な影響を及ぼす可能性のある〔コミットメントや契約上の債務の具体的な内容（例えば、購買契約、買戻契約）を明示〕はありません。 <p>損益</p> <p>1. 事業収益及び事業費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、取引価格のうち、充足した履行義務に配分された額で認識し、適切に損益計算書に表示し、適切かつ十分に注記しております。（注16） 〔収益認識の判断に必要な取引条件を確認したい取引（例えば、代理店又は再販業者との間の販売取引）〕に関する全ての契約は貴監査法人に提示しております。 貴監査法人に提示した契約書が販売に関する取決めの全てであり、文書によるものも口頭によるものも含め他の取決めはありません。 損益計算書における「事業総利益（又は事業総損失）」の「事業収益」及び「事業費用」には、各事業相互間の内部損益を除去した額を適切に記載しております。

新	旧
<p>・ 貴監査法人に提示した契約書が販売に関する取決めの全てであり、文書によるものも口頭によるものも含め他の取決めはありません。</p> <p>・ 損益計算書における「事業総利益（又は事業総損失）」の「事業収益」及び「事業費用」には、各事業相互間の内部損益を除去した額を適切に記載しております。</p> <p>2. 税金</p> <p>・ 適正な法人税等及び法人税等調整額を計上しております。なお、税務当局による重要な更正がある場合又はそれが予想される場合には、貴監査法人に会計処理を裏付ける税務当局の見解や文書又はその他の適切な情報を提示した上で、適切に計上しております。</p> <p>・ 繰延税金資産に関しては将来の回収可能性を十分に検討し回収可能な額を計上しております。</p> <p>その他の記載内容（注9、注10）</p> <p>・ 発行を予定しているその他の記載内容を構成する可能性がある全ての文書について監査人に通知しております。</p> <p>・ 計算書類等と監査報告書日以前に監査人に提供したその他の記載内容には一貫性があり、また、当該その他の記載内容には重要な誤りが含まれておりません。</p> <p>・ 監査報告書日以前に監査人に提供されなかったその他の記載内容に関して、当該その他の記載内容を作成し、発行する意図があり、発行時期は〇〇年〇月〇日の予定です。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(注1) ① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。</p> <p>② 会計監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには以下とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">〇〇監査法人 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿</p> <p>③ 会計監査人が有限責任監査法人の場合は以下とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">〇〇有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿 業務執行社員</p> <p>④ 会計監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">〇〇公認会計士事務所 公認会計士 〇〇〇〇 殿</p>	<p>2. 税金</p> <p>・ 適正な法人税等及び法人税等調整額を計上しております。なお、税務当局による重要な更正がある場合又はそれが予想される場合には、貴監査法人に会計処理を裏付ける税務当局の見解や文書又はその他の適切な情報を提示した上で、適切に計上しております。</p> <p>・ 繰延税金資産に関しては将来の回収可能性を十分に検討し回収可能な額を計上しております。</p> <p>その他の記載内容（注9、注10）</p> <p>・ 発行を予定しているその他の記載内容を構成する可能性がある全ての文書について監査人に通知しております。</p> <p>・ 計算書類等と監査報告書日以前に監査人に提供したその他の記載内容には一貫性があり、また、当該その他の記載内容には重要な誤りが含まれておりません。</p> <p>・ 監査報告書日以前に監査人に提供されなかったその他の記載内容に関して、当該その他の記載内容を作成し、発行する意図があり、発行時期は〇〇年〇月〇日の予定です。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(注1) ① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。</p> <p>② 会計監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには以下とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">〇〇監査法人 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿</p> <p>③ 会計監査人が有限責任監査法人の場合は以下とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">〇〇有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿 業務執行社員</p> <p>④ 会計監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">〇〇公認会計士事務所 公認会計士 〇〇〇〇 殿</p>

新	旧
<p>(注2) 組合の会計年度の呼称に合わせる。</p> <p>(注3) 剰余金処分案でなく損失処理案を作成している場合には、「損失処理案」とする。</p> <p>(注4) 監査基準報告書580のA4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。 ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。 ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。 <p>(注5) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。</p> <p>(注6) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。</p> <p>(注7) 経営管理委員設置組合の場合には、「本日までに開催された総会（総代会）、経営管理委員会及び理事会の議事録並びに重要な稟議書」とする。</p> <p>(注8) 該当する文書を既に入手している場合には記載は不要である。</p> <p>(注9) 慣行により経営者が作成する文書が、年次報告書に該当し、その他の記載内容を含む場合には、当該文書の名称を記載する。</p> <p>(注10) 監査人は、年次報告書を構成する文書において特定された文書の一部又は全てを監査報告書日までに入手できない場合がある。そのような場合、監査基準報告書720により要求される手続を完了できるようにするため、経営者に対し、組合が当該文書を発行する前に最終版の提供が可能となった時点で監査人に提供する旨を経営者確認書に含めるよう要請する。</p> <p>(注11) 継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような重要な事象又は状況が存在する場合には、状況に応じて記載する。</p> <p>(注12) 原材料等について再調達原価を使用している際には、例えば、「正味売却可能価額（原材料等については再調達原価）を超過する金額で計上されている棚卸資産はありません。」とする。</p> <p>(注13) 組合が信用事業を行っていない場合には、例えば、「事業債権については、貸借対照表日後に発生すると予想される貸倒損失に対して適切な引当金を計上しております。」とする。</p> <p>また、契約資産を計上している場合は必要に応じて、「事業債権」を「事業債権及び契約資産」とする。</p> <p>(注14) 組合が信用事業を行う連合会の場合に記載を検討する。</p> <p>(注15) 債務又は偶発債務の網羅性を特に確認したい場合には、「計算書類等の作成に関連すると認識している全ての債務又は偶発債務」を「全ての債務又は偶発債務」とする。</p> <p>(注16) 個別に確認すべき重要な検討事項（例えば、変動対価、独立販売価格や履行義務の充</p>	<p>(注2) 組合の会計年度の呼称に合わせる。</p> <p>(注3) 剰余金処分案でなく損失処理案を作成している場合には、「損失処理案」とする。</p> <p>(注4) 監査基準委員会報告書580のA4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。 ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。 ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。 <p>(注5) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。</p> <p>(注6) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。</p> <p>(注7) 経営管理委員設置組合の場合には、「本日までに開催された総会（総代会）、経営管理委員会及び理事会の議事録並びに重要な稟議書」とする。</p> <p>(注8) 該当する文書を既に入手している場合には記載は不要である。</p> <p>(注9) 慣行により経営者が作成する文書が、年次報告書に該当し、その他の記載内容を含む場合には、当該文書の名称を記載する。</p> <p>(注10) 監査人は、年次報告書を構成する文書において特定された文書の一部又は全てを監査報告書日までに入手できない場合がある。そのような場合、監査基準委員会報告書720により要求される手続を完了できるようにするため、経営者に対し、組合が当該文書を発行する前に最終版の提供が可能となった時点で監査人に提供する旨を経営者確認書に含めるよう要請する。</p> <p>(注11) 継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような重要な事象又は状況が存在する場合には、状況に応じて記載する。</p> <p>(注12) 原材料等について再調達原価を使用している際には、例えば、「正味売却可能価額（原材料等については再調達原価）を超過する金額で計上されている棚卸資産はありません。」とする。</p> <p>(注13) 組合が信用事業を行っていない場合には、例えば、「事業債権については、貸借対照表日後に発生すると予想される貸倒損失に対して適切な引当金を計上しております。」とする。</p> <p>また、契約資産を計上している場合は必要に応じて、「事業債権」を「事業債権及び契約資産」とする。</p> <p>(注14) 組合が信用事業を行う連合会の場合に記載を検討する。</p> <p>(注15) 債務又は偶発債務の網羅性を特に確認したい場合には、「計算書類等の作成に関連すると認識している全ての債務又は偶発債務」を「全ての債務又は偶発債務」とする。</p> <p>(注16) 個別に確認すべき重要な検討事項（例えば、変動対価、独立販売価格や履行義務の充</p>

新	旧
<p>足に係る進捗度等の見積り) について確認項目として追加する必要があると判断した場合には、その内容を記載する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>足に係る進捗度等の見積り) について確認項目として追加する必要があると判断した場合には、その内容を記載する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上